

東京弁護士会 期成会

2025年度 私たちの政策

発行人
 東京弁護士会 期成会
 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
 小谷ビル4F
 日比谷シティ法律事務所内
 ☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104
 発行責任者 代表幹事 三澤 英嗣
 政策本部長 加納小百合

今を動かせ！ ~この混沌の時代にこそ、弁護士・弁護士会から発信し、法改正の実現と社会制度の改善を！~

はじめに P. 1	目次	第3章 弁護士自治 P. 5
第1章 現代の婚姻制度に関する政策的課題 P. 1		第4章 災害対応 P. 7
第2章 刑事司法制度の課題と再審法改正 P. 3		第5章 憲法と平和主義 P. 8

はじめに

東京弁護士会会員の皆様、こんにちは。我々は、東京弁護士会 期成会です。我々期成会は、東京弁護士会の会員で構成する会派であり、個々の期成会会員が弁護士会の活動に積極的に参加することはもとより、毎年、弁護士会、特に東京弁護士会の活動について政策提言を行っています。

さて、今年も、政策提言の季節が到来しました。今年も、これまでの政策集と異なり、課題を網羅的に取り上げるのではなく、近時の重要なテーマに絞り込みました。掲げたテーマは5つで、いずれも、弁護士・弁護士会が今まさに社会の動きへの対応を迫られる①婚姻制度に関する課題、②刑事司法制度に関する課題、③弁護士自治に関する課題、④災

害対策に関する課題、⑤憲法と平和主義に関する課題という5つに絞り、提言をしています。

①は、立法化の動きが急を要している選択的夫婦別姓制度を取り上げ、これまでの弁護士・弁護士会の活動の振り返りとともに、東京弁護士会として、具体的にどのような活動をすべきかを示します。また、同性婚等LGBTQの課題についても、同様に取り上げます。

②は、捜査機関による身体拘束とその下での取り調べによる自白偏重、すなわち、我が国が長年問題として抱えている人質司法の課題を取り上げるとともに、えん罪を放置しないために、現状の再審制度を改め新たな再審法制を整備することを掲げます。

③は、我々弁護士が、十分な人権活動を行うためにも、決して失ってはならない「弁護士自治」を取り上げ、社会から信用される弁護士会であるために何が必要かを検討します。

④は、近時、自然災害が多発し、市民が日常生活を根こそぎ奪われることに遭遇する事態が生じており、ときに戦禍に匹敵するほどの被害が認められるところ、弁護士会がこの人権侵害状況にどのように取り組むのかも重要な課題としました。

⑤は、台湾有事が叫ばれる東アジアの軍事的緊張の中で、国家安全保障の名の下に、住民の生活が不安にさらされることについて、憲法的視点のみならず、自衛隊基地化が進む先島諸島の現場から、弁護士会として平和主義への取り組みについて検討したいと考えています。

期成会は、様々な議論を重ねながら、政策を立案した上で、東京弁護士会の全会員に、本提言を送付しております。是非、ご一読いただき、互いにより良き東京弁護士会、より良き社会を目指しましょう。

代表幹事 三澤 英嗣

第1章 | 現代の婚姻制度に関する政策的課題

1. 東弁は、人権NGOとして、現代の婚姻制度の問題点とその解消策について人々を啓発するとともに、日弁連と連携して、立法府にも法律改正を継続的に働きかけていくべきである。
2. 選択的夫婦別姓の法制化に向けた世論が盛り上がりを見せるまさに今、より一層これらの活動を積極的に支え、同制度の実現に向けて継続的に取り組んでいくべきである。
3. 性的指向及び性自認の多様なあり方が尊重される社会を実現する取り組みを推進するとともに、法律上の同性カップルの婚姻を可能とするよう必要な法律改正をし、婚姻の平等を実現すべく社会に働きかけていくべきである。

1 総論

夫婦や家族のあり方は、日本国憲法制定時から大きく変化をしてきた。社会事情の変化とその変化に基づく人々の意識の変化である。1985年には全世帯の40%を占めていた

「夫婦と子どもの世帯」は、2020年時点では25%となり、「単独（単身）世帯」と「ひとり親と子どもの世帯」が全体の約半数を占めるようになった。2023年時点で共働き世帯数は、専業主婦世帯数の3倍近くとなっている（内閣府「男女共同参画白書」（令和6年全体版）より。）。

家族の形は様々であるのに、同性同士だから法律上の婚姻ができない事態や家族で姓を同一にすることを強制される事態は、当事者にとって極めて過酷である。また、婚姻をする夫婦のうちの約96%において女性が氏を変え、その結果婚姻前に築いたキャリアや人間関係等を含め自分の大切な部分を奪われるという事実は、女性の社会進出が進むにつれて不合理性が際立つようになっている。

法律婚から、夫婦別姓を名のるカップルや同性同士のカップルを排除し、その恩恵を受けられないようにすることは、憲法上の人権の侵害である。

東弁は、人権NGOとして、会長声明やシンポジウム開催等で現代の婚姻制度の問題点とその解消策について人々を啓発し、国会議員要請を行って立法府にも法律改正を働きかけ、選択的夫婦別姓及び同性婚の実現に向けて日弁連と連携して継続的に取り組んでいく必要がある。

2 選択的夫婦別姓実現に向けた取組

選択的夫婦別姓制度を含む民法の一部を改正する法律案要綱が1996年に法制審議会で答

申されてから既に29年、つまり四半世紀以上が経過している。日弁連及び東弁は、この間何度となく意見書等を発表し、同制度の実現を求めてきた。

1992年頃は、東弁のシンポジウムにおいても、一部の参加者から「表札に、家族の姓が1つの家と2つの家が混在するのは美しくない。それは、集合住宅のドアの色がバラバラなのが美しくないのと同じである。」という反対意見が述べられていた。その後、生き方や家族の多様性が尊重されるようになったこと、国連女性差別撤廃委員会等の複数回にわたる勧告等を踏まえて同姓を強制する国が世界の中で今や日本だけになったこと、女性の社会進出が進み改姓の不便さが広く認識されるようになったことなど、社会情勢は大きく変化した。そのため、現在は一部の政党の一部の国会議員の強固な反対を除けば、各種調査では選択的夫婦別姓制度に賛成する意見が高い割合を占め、特に若い世代の女性では顕著になっている。そして、2024年になってからは、各種経済団体が制度導入を求める意見を発表したり、与党の総裁選や総選挙での各政党の争点の一つとして取り上げられたりしたことから、再び関心が高まっている。同年10月29日には、国際連合の女性差別撤廃委員会が国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告書に対し、夫婦同姓を義務付ける民法750条の改正に全く進展が見られないと厳しく指摘した上で、選択的夫婦別姓を認める法律改正を実施するよう4回目の勧告を行っており、国際的にも早急な実現が求められている。

反対論としては、通称使用の拡大で足りるとする意見と、子どもがかわいそうであるという意見がある。しかし、前者に対しては、戸籍姓しか利用できない場面がまだ存在すること、戸籍姓と通称の同一性を都度説明しなければならないこと、他国では別姓が認められていることから通称使用の必要性が理解され難く厳格な本人確認の際に疑念を抱かれてしまうことなど、通称使用には限界がある。そして、そもそもすべての場面で通称が戸籍姓と同じように使えるようになるとしたら、戸籍姓はなぜ必要なのかという、根本的な問題が存在する。後者については、かわいそうという見方そのものが差別を引き起こすものであること、実際の別姓家庭の子どもたちも普通の家族と同じく暮らしており、何も問題を感じていないとの体験が語られている。

このような流れの中で、日弁連は、2024年6月の定期総会で「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」を採択した。そして、選択的夫婦別姓制度に関するワーキンググループを正式に立ち上げ、地方議会での意見書採択を目指すための資料作り、国会議員・地方議会議員への説明用のポンチ絵等の制作、シンポジウムの企画、弁政連での座談会の実施など、多方面での活動を始めている。

東弁でも、1989年以降、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて、意見書・会長声明・談話を折ある毎に発出してきた。この問題は、本来政治的課題ではなく、婚姻に際し強制的に氏を変更せざるをえない多くの女性の人権問題である。夫若しくは妻のいずれかの氏を選択できるから平等に反しない、という形式的平等の問題に矮小化することはできない。

これまで、多くの期成会会員が、選択的夫婦別姓制度の実現に向けて、東弁及び日弁連の活動を牽引してきた。選択的夫婦別姓の法制化に向けた世論が盛り上がりを見せるまさに今、東弁は、日弁連と手を携えて、より一層これらの活動を積極的に支え、同制度の実現に向けて継続的に取り組んでいくべきである。

3 選択的夫婦別姓訴訟の動向

(1) 選択的夫婦別姓を求める動き

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、夫婦同氏原則を定める。この原則に例外はなく、すべての夫婦は同一の氏を称さなければならない。そして、約96%の夫婦において夫の氏が選択されている。

女性の社会進出が進むにつれ、夫婦同氏原則の不合理さが広く認識されるようになってきた。1980年代以降、夫婦になろうとする者がそれぞれの氏を維持したまま婚姻することができる選択肢（選択的夫婦別姓）を設けるべきだとの声が高まり、1986年には、東弁で「夫婦別氏を考える」というシンポジウムが初めて開かれた。そして、1996年、法制審議会は、選択的夫婦別姓の導入（民法750条を「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする」と改正する。）を含む要綱案を答申した。しかし、要綱案は与党の反対により実現せず、今日に至っている。

選択的夫婦別姓を求める訴えは、司法の場に持ち込まれるようになった。選択的夫婦別姓を求める裁判としては、選択的夫婦別姓訴訟弁護団によるものが有名である。選択的夫婦別姓訴訟弁護団は、2011年2月に国家賠償請求訴訟等（第1次訴訟）を提起し、2018年3月には家庭裁判所に婚姻届受理申立て等（第2次訴訟）を行った。

しかし、選択的夫婦別姓を求める訴えに対し、司法は冷淡であった。第1次訴訟での最高裁大法廷は、5人の裁判官が違憲意見を述べたものの合憲判決をした（最大判2015年12月16日民集69巻8号2586頁）。また、第2次訴訟での最高裁大法廷も、4人の裁判官が違憲意見を付したものの合憲決定であった（最大決2021年6月23日集民266号1頁）。

このように、司法は、選択的夫婦別姓の実現を立法府に丸投げしてきており、その立法府は選択的夫婦別姓の導入を先送りし続けてきたということは前述のとおりである。

(2) 第3次訴訟の提起と社会状況

選択的夫婦別姓訴訟弁護団は、さらに、2024年3月8日の国際女性デーに合わせ、合計6組のカップルが、東京地方裁判所と札幌地方裁判所に対し、選択的夫婦別姓の実現を求める第3次訴訟を提起した。提訴行動及び提訴後の記者会見には多数の報道陣が詰めかけ、世論の注目の高さをあらためて感じさせた。

第3次訴訟は、第1次訴訟と同様に国家賠償請求訴訟であるが、東京地裁訴訟では、夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあること等の確認を求めている点で、従来の訴訟とは異なる。また、両地裁訴訟ともに、憲法24条違反の主張の中で、夫婦同氏制度が、婚姻しようとする者に対し、一

方が婚姻前の氏を諦めるか、さもなければ婚姻そのものを断念するかのも二者択一を迫っていることの問題性を強調している点が特徴的である。

2015年大法廷判決を判例変更させるためには事情変更が必要であるところ、現在、選択的夫婦別姓を求める社会の声がかつてなく大きくなってきている。2024年に実施された世論調査の多くで、全有権者のおよそ7割が選択的夫婦別姓に賛成しているとの結果が出ている。また、同年2月、経団連の十倉雅和会長が、選択的夫婦別姓を「一丁目一番地としてぜひ進めていただきたい。」と述べ、経団連会長として初めて公的な場で制度導入を求める発言をし、続く同年6月10日には、経団連として、選択的夫婦別氏制度の導入を求める提言が公表された。そして、同年のNHK連続テレビ小説『虎に翼』では、主人公の猪爪寅子が婚姻にあたり夫婦同氏に葛藤する様子が詳細に描かれた。その中で、夫婦が同姓か別姓かを選べることは「憲法に保障された権利のはずである。」というセリフが語られ、選択的夫婦別姓を憲法上の権利として捉える機運が社会に高まっていることを感じさせた。

(3) 東弁に求められること

これまで日弁連や東弁等の各単位会は、意見書や会長声明、決議等の方法により、選択的夫婦別姓の実現に向けて活発に活動してきた。選択的夫婦別姓を求める声の高まりを踏まえ、東弁は、従前より一歩踏み込んだ取り組みを検討すべきである。

例えば、選択的夫婦別姓の実現を求める総会決議を行うことが考えられる。前述のとおり、日弁連は2024年6月14日の定期総会で「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」を行い、その後各単位会において選択的夫婦別姓を求める会長声明等が続いている。東弁は、同年3月8日、「国際女性デー（International Women's Day）にあたり、選択的夫婦別姓制度の導入を再度求める会長声明」を発出したが、さらに東弁全体として選択的夫婦別姓を求める決意を示すには、総会決議が必要である。神奈川県弁護士会はすでに同年6月13日の通常総会で選択的夫婦別姓を求める決議を行っており、東弁において総会決議を行わない理由はない。

また、日弁連は現在、各単位会に対し、地域の地方自治体の議会において選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の採択を求める請願活動を依頼している。東弁においても都内の意見書採択未了の自治体へのロビイングが行われているところ、東弁の総会決議の存在は、このロビイングを一層強力なものにすると考えられる。

以上の提案はあくまでも一例に過ぎない。選択的夫婦別姓を求める声が高まる今、東弁は、実現に向けて大胆かつ積極的な取り組みを検討し、実行すべきである。

4 LGBTQの人々の権利保障

この1年の間も性的指向及び性自認の分野の人権保障の進展が続いた。

2023年10月25日、最高裁は「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が定める性別の取扱いの変更要件のうち、生殖腺

除去手術を強制する、いわゆる「生殖不能要件」を憲法13条に違反し無効とする決定を下した。他方、いわゆる外性器の除去・形成等を求めるいわゆる「外観要件」については高裁に差し戻し、広島高裁は、2024年7月10日、同要件について性別適合手術の実施が常に必要であると解釈するならば違憲の疑いが強いとして、性別適合手術を受けていない者の法的な性別変更を認めた。両決定により、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益実現の道が適切に広がった。もっとも、「外観要件」については明確な違憲無効判断はなされていないことや未成年の子がいないことを求める要件など、性自認に従った法令上の取扱いの法整備において未だ課題は残されている。

同性カップルの権利保障に関しても、積極

的な司法判断が続いた。2024年3月26日、最高裁は犯罪被害者等の遺族給付金の支給を受ける遺族である「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性のパートナーも含まれると判断した。同年3月14日、婚姻の平等を求めるいわゆる同性婚訴訟において、初の高裁判決である札幌高裁判決は同性間の婚姻を認めない現行法を違憲と断じ、続いて同年10月30日の東京高裁判決も、同性カップルについて配偶者としての法的身分関係を形成させない現行法は不合理な差別的取扱いとして、同性間の婚姻を認めない現行法を明確に違憲と断じた。

性的指向及び性自認を尊重する社会を後押しする司法判断が相次いでなされたことを受けて、東弁も推進するための活動を続けなければならない。具体的には、性自認に従った

法令上及び社会生活上の性別の取扱いを受けるとの保障を十分なものにするために、その障壁を取り除く取り組みを推進するべきである。また、同性カップルの婚姻を可能とする法制化を喫緊の課題として改めて明確に掲げるとともに、それまでの間の権利保障として法令上及び社会生活上「配偶者」として同性パートナーを取り扱う仕組みの拡大を提言するなど、婚姻できないことで現実に様々な不利益に直面している同性カップルの権利を擁護する取り組みを推進するべきである。

性的指向及び性自認にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会を実現するために、東弁はLGBTQの人々の権利保障のための先進的な取り組みを継続しなければならない。

渡した。この判決において裁判所は、袴田さんの自白調書の証拠能力につき、「被告人が本件犯行を自白した本件検察官調書は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、捜査機関の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって獲得され、犯行着衣等に関する虚偽の内容も含むものであるから、実質的にねつ造されたものと認められ、刑訴法319条1項の『任意にされたものでない疑のある自白』に当たるとし、「実質的にねつ造された」という表現でその違法性を厳しく批判した。

(2) 弁護人の取調べ立会権、取調べ拒否権の確立に向けた法改正の必要性

2016年の刑事訴訟法改正により、取調べ全過程の原則録音録画義務（取調べの可視化）が明文化された（301条の2）。しかし、これにより取調べ全過程の録音録画が義務づけられるのは、裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件に限られており、身体拘束事件全体の約3パーセントにとどまる。また、前述した東京地裁の国賠訴訟に見られるとおり、録音録画がなされているにもかかわらず、被疑者に精神的苦痛を与え、捜査機関の見立てに沿った供述を強要するような取調べは後を絶たない。したがって、録音録画対象事件の拡大に向けた法改正の取組みを継続していく必要はあるものの、そのみで取調べの適正化を図るには限界がある。

アメリカでは、連邦最高裁による1966年のいわゆるミランダ判決により、被疑者が身体拘束されている場合、取調べに先立ち、被疑者に対し、①黙秘権があること、②取調べでした供述は法廷で不利に扱われる場合があること、③弁護人の立会いを求める権利があること、④請求により取調べに入る前に公費で弁護人を付してもらうことができること、⑤取調べをいつでも打ち切ることができる権利があることの告知が捜査機関に義務づけられた。また、被疑者が黙秘権を行使した場合、それ以後の取調べはできず、被疑者が弁護士との相談を求めた場合、それまでは取調べができないとされた。

これに対し、わが国では、弁護人の取調べ立会権は保障されておらず、身体拘束事件ではほぼ例外なく弁護人の立会いが認められていない。また、刑訴法198条1項ただし書きにつき身体拘束事件では被疑者に取調べ受忍義務があると解釈する捜査実務により、被疑者が取調べを拒否する権利は事実上否定さ

第2章 | 刑事司法制度の課題と再審法改正

- 人質司法解消のため、以下の刑事訴訟法改正を積極的に推し進めていくべきである。
 - すべての取調べにおける弁護人の立会権の保障を規定すべきである。
 - 刑事訴訟法198条1項ただし書きを改正し、被疑者が取調べに応じる意思がないことを表明した場合、取調べを拒否し、または、すでになされている取調べをいつでも打ち切ることができる旨の規定とすべきである。
- 刑事手続のIT化については、オンライン接見の導入見送りや電磁的記録提供命令創設などの法制審議会要綱の問題点を広く社会に訴えつつ、今後導入が予定される証拠開示のデジタル化やビデオリンク方式による被告人・証人の期日出席についても、被告人の権利の実質化が図られるよう運用に留意し、IT化によって被疑者・被告人の権利が制限されることがないように引き続き活動していくべきである。
- すべてのえん罪被害者を早期に救済するため、弁護士・弁護士会は、再審法の改正の活動を強く押し進めてゆくべきである。

1 取調べと人質司法が抱える課題

(1) わが国の刑事司法の問題点と近時の取調べをめぐる状況

わが国の刑事司法が、憲法及び刑事訴訟法の理念や国際人権法の水準から解離し、被疑者・被告人の人権保障を軽視した運用がなされていることは、つとに指摘されているところである。その中でも、捜査機関が取調べをするために逮捕勾留し、被疑者・被告人が犯罪事実を争えば長期にわたって身体拘束され続ける運用は、「人質司法」の名で諸外国に広く知られるようになり、被疑者・被告人の黙秘権を侵害し、えん罪を生み出すおそれの大きい捜査手法として、わが国の刑事司法システムへの国際的な信頼を大きく棄損している。国連の国際人権（自由権）規約委員会も、日本政府に対し、被疑者・被告人の身体拘束の適正化を図ること、自白中心主義の改善、取調べ過程の可視化、弁護人の取調べ立会権の保障等を実現すべきとの勧告を行っている。

そのような中、近時、裁判所は、捜査機関の不適正な取調べに対し厳しい姿勢を見せており、2024年には、注目すべき判断が相次いだ。

同年8月、大阪高裁は、元不動産会社社長

が土地売却にかかる手付金を横領したとの嫌疑で起訴され、その後無罪判決が確定した、いわゆるプレサンス事件に関して、捜査を担当した大阪地検特捜部検察官の取調べ時の言動につき、陵虐行為に該当し、審判に付すことを相当とする嫌疑があると判断し、当該検察官を特別公務員暴行陵虐罪で大阪地裁の審判に付する旨の決定（付審判決定）をした。

また、同年7月、東京地裁は、犯人隠避教唆の被疑事実で逮捕・勾留されていた元弁護士が原告となり、横浜地検特別刑事部検察官が行った取調べにおける違法性を主張していた国家賠償請求訴訟において、被告（国）に対して110万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。この判決は、検察官が、黙秘権を行使する旨を明示した原告に対し、侮辱的または揶揄する表現を用いて取調べを行ったことについて、「これを受ける者が反論をせずに看過することが困難な程度の人格的な非難を繰り返すことにより、その者に黙秘を解いて何らかの供述をさせようとしたものと評価せざるを得ず、黙秘権の保障の趣旨にも反するというべきである」とし、「社会通念上相当と認められる範囲を超えて、原告の人格権を侵害するものと言わざるを得ず、国家賠償法1条1項の適用上違法」と判断した。

さらに、同年9月、静岡地裁は、袴田巖さんに対する再審公判において無罪判決を言い

れ、被疑者が黙秘し取調べを受ける意思のないことを明示していても取調室に留め置かれている。このような捜査実務は、取調べを目的とする身体拘束や、被疑者の黙秘権や人格権を侵害する違法・不適正な取調べの原因となっている。

そこで、刑事訴訟法を改正し、すべての取調べにおける弁護人の立会権の保障を規定すべきである。また、同法198条1項ただし書きを改正し、被疑者が取調べに応じる意思がないことを表明した場合、取調べを拒否し、または、すでになされている取調べをいつでも打ち切ることができる権利があることに疑いを入れる余地のない規定とすべきである。

2 刑事手続のIT化

(1) 刑事手続IT化の検討状況と課題

刑事訴訟手続のIT化については、2022年6月27日の法制審議会（総会）第195回会議において、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問第122号」につき刑事法（情報通信技術関係）部会（以下「部会」という。）が設置され、「①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。②刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。③前記①及び②の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。」の各諮問事項について調査審議がなされてきた。日弁連においても、審議会・部会等の弁護士委員と連携するとともに、2022年6月には弁護士情報セキュリティ規程を制定し、訴訟のIT化に向けた準備を行っている。

しかしながら、2023年12月18日に賛成多数（弁護士委員は反対）で可決された部会の要綱（骨子）案（以下「要綱案」という。）は、多くの問題を含む内容であった。

同要綱案は、訴訟に関する書類を電子化し、令状手続のほか、勾留質問や弁解録取手続をオンラインで実施する規定を新設する一方で、刑事弁護のうえで必要性の高いオンラインによる接見（以下「オンライン接見」という。）を取り入れず、また、訴訟当事者である国民が電子化された書類を授受し、閲覧することができる体制を整備すること等の国民の権利保護を後回しとし、必要とされる予算をまっぴら捜査機関の便宜のために費やそうとする、不公正な態度の終始した提案となった。

また、要綱案では、新たな罰則や強制処分を創設するものとされており、とりわけ電磁的記録提供命令の創設は、捜査機関が、電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、刑事罰をもって、電磁的記録の提供を強制することができるようにするものであり、問題性が大きいものであった。この電磁的記録提供命令には、厳格な要件・手続が設けられておらず、情報を取得された国民にその旨を通知して不服申立ての機会を保障することもせず、違法な処分によって取得した電磁記録の消去も義務付けられていないのであって、現代のデジタル社会において、国民のプライバシー権が広汎に害される危険性がある。本制度が実施されれば、捜査機関によって犯罪と無関係な国民の情報や保護されるべき秘密情

報が収集・蓄積されていくことは避けられず、弁護人と秘密交通権が侵害される危険や、企業、労働組合、報道機関、市民団体、政党等の団体の活動が捜査機関の監視下に置かれる危険性ははらむものであり、看過しがたい。

この要綱案に対しては、要綱案の公表と同日に、日弁連から上記の問題点等が指摘された「法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会の要綱（骨子）案に反対する会長声明」が出されたが、2024年2月15日に法制審議会の総会で、同要綱案が採択され、法制審議会の要綱（以下、「要綱」という。）として法務大臣に答申された。

当初、同年3月にも同要綱に基づく改正法案が国会に提出され2026年からは一部施行との報道がなされていたが、2024年11月時点において改正法案は未提出である。東弁は、日弁連と連携しつつ、同要綱の問題点を、粘り強く、広く国民に訴えていくべきである。

(2) オンライン接見の実現

憲法34条、37条3項が規定する弁護人依頼権を十分に保障するためには、「直ちに」弁護人から助言を受けられる状態になければならないところ、弁護人が留置施設・刑事施設を訪問するためには長時間を要する場合があります。場合によっては、移動時間の関係上、本来必要である接見を断念せざるをえないという事態も生じうる。オンライン接見を実現することで、このような状態を解消することができ、弁護人依頼権を実質的に保障することとなる。従って、オンライン接見については、「立会人なくして接見」することができるとしている刑事訴訟法39条1項に規定する権利性のあるものとして秘密性が確保される制度として整備されるべきである。法制審において、オンライン接見が導入できない理由として挙げられた、機器損壊、なりすましや事務負担の問題は、現在の外部交通制度ではクリアできているものであり理由とはならないし、予算がないとの点についても、捜査機関や裁判所のIT機器導入については予算化されているのであるから、被告人の権利保護に必要な制度であるにもかかわらず予算化できない理由はない（改正法案に取り入れたうえで予算措置のため施行時期をずらすことでも対応できる）。

今後も継続されるオンライン接見に関する実務者協議の場も含め、あらゆる機会を通じて、オンライン接見導入の必要性について、粘り強く訴えかけていくべきである。

(3) 証拠開示のデジタル化

被告人の防御権を十分に保障するためには、検察官から証拠の開示を受け、その内容を精査する必要がある。詳細な検討を行うためには、弁護人や被告人の手元に記録が存在することが必要不可欠である。そのため、弁護人は、検察官から開示を受けた証拠を謄写することが求められ、このことは弁護活動の基本となっている。しかし、現在の証拠開示制度においては、証拠を謄写するために一定の時間を要し、謄写にかかる費用が高額になることから、防御権が事実上制約されてしまうこともある。

今回の要綱では、証拠開示のデジタル化が盛り込まれているが、運用において検察官が紙の謄写かデータ開示かを選択できるような運用となれば本末転倒である。証拠一覧表のデータ開示とともに、証拠開示のデジタル化を被告人の権利として位置づけ、検察官の

恣意的な運用を許さないよう、弁護士会から不断に働きかけていく必要がある。

(4) ビデオリンク方式の問題点

要綱では、被告人の公判前整理手続期日や公判期日への出頭をビデオリンク方式によることや、ビデオリンク方式による証人尋問を拡大する規定が置かれている。

しかし、被告人が裁判所への出頭を希望しているのに、ビデオリンク方式によることが強制されるとすれば、それは被告人の防御方法の選択権の侵害であるし、弁護人とのコミュニケーションが取り辛いという点でも被告人の防御権の侵害である。自らが刑罰を科されうる立場となっている被告人が、現実の法廷に出廷して対面で裁判に参加することは、まさに裁判を受ける権利（憲法32条）として保障されるべきであり、被告人の意思に反するビデオリンク方式が認められることのないよう運用に留意していかなければならない。

また、ビデオリンク方式による証人尋問の場合には、証人の視線や顔色、挙動などを観察することが難しく事実上反対尋問権が制限されるものとなる。そのため、ビデオリンク方式によることができる証人尋問の要件は厳格に適用されるべきである。

刑事手続のIT化により、反対尋問権や裁判を受ける権利などの権利利益が侵害されることは、まさに本末転倒であり、さまざまな立場・状況にいる人を想定しながら、それらの人の権利利益が守られるような法制化・運用を目指さなければならない。

3 再審法改正へ向けて

(1) 袴田事件判決が問いかけるもの

戦後5例目の死刑再審無罪判決となった袴田事件の判決（静岡地裁2024年9月26日、以下「袴田判決」という。）で静岡地裁（国井恒志裁判長）は、袴田巖さんが犯人であることを推認させる証拠価値がある3つの証拠、すなわち、確定判決で一通だけ採用されていた自白の検面調書、確定審一審公判中に味噌樽の中から「発見」された5点の衣類、その衣類の一部であるズボンと合致する共布とされた端切れが、いずれも捜査機関による「ねつ造」によるものであると断じ、これらを証拠から排除した他の証拠によっては袴田さんを犯人であるとは認められないとして、袴田さんに無罪判決を言い渡した。同年10月9日検察は控訴を断念し、同無罪判決は確定した。一家4人を殺害した強盗殺人犯として逮捕され、死刑判決の確定によって、日々死の恐怖と向き合わされてきた袴田さんにとって、逮捕から実に58年目にやっとむかえた自由の訪れであった。

袴田判決は、袴田さんに対する非人道的な取調べで作成された自白調書は、実質的に捜査機関によってねつ造されたものと評価できるとし、警察による証拠のねつ造に検察官が「連携」と認定するなど、当時の捜査機関の違法捜査に対して根本的な批判を加えており、2014年に袴田さんを釈放することになった再審開始決定（静岡地裁2014年3月27日村山浩昭裁判長、以下「村山決定」という。）とともに、画期的で歴史的な判決と評価できる。

しかし、判決がいくら素晴らしくとも、1966年の逮捕後、2014年の村山決定によって釈放されるまで、想像を絶する長期間身柄を拘束され、その間に精神を蝕まれてしまった袴田

さんにとって、あまりに遅すぎる無罪判決であったことも確かである。どうしてこれほど雪冤を晴らすまで長い年月を必要としたのか、日本の刑事司法、特に再審の法制度そのものに根本的な問題はなかったのか、あらためて問い直されなければならない時期に来ている。

(2) 弁護士会と再審法改正運動

袴田事件に限らず、これまで多くの事件でえん罪被害者が、無実を叫んで再審による救済を求めてきた。しかし、戦後の新憲法下において無辜の救済のために設けられたはずの再審の規定（刑事訴訟法第4編）は詳細な規定を持たず、さらにその解釈運用は無辜の救済という法の趣旨とかけ離れ、再審が開始されるのは「ラクダが針の穴を通るより難しい」と揶揄されるほど困難を極めていた。真に無辜の救済のために制度を機能させるには法改正が必要であるという声は一顧だにされることなく、再審の規定は、戦後一度も改正されることはなかった。

変化の機運は、1975年の最高裁白鳥決定であった。さらにその翌年の最高裁財田川決定を梃子に、弁護士会は再審法改正の運動を強め、その後の死刑再審4事件（財田川事件、免田事件、松山事件、島田事件）の無罪判決を追い風として、運動はさらに高揚した。しかし、法務省・検察庁による頑強な抵抗と、裁判所の再審事件に対する消極的態度によって、再審法改正運動は急速に勢いを無くし、1990年代初頭には事実上頓挫してしまった。

もう一度風向きが変わることとなったきっかけは、2010年以降、足利事件、布川事件、東電事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件と、毎年のように再審開始、無罪判決が出て、えん罪による人権侵害の酷さが世間に広く注目を浴びるようになったことだった。こうした情勢を背景として、2019年の第62回日弁連人権擁護大会では、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が全会一致で採択され、弁護士会全体として再審法改正へ向けての決意が示された。そして2022年には日弁連に再審法改正実現本部が発足し、全国の単位会においても再審法改正へ向けた様々な取り組みがなされることとなった。

(3) あるべき再審法の具体的内容

えん罪被害者救済のための、あるべき再審法の具体的な中身については、現在、日弁連意見書（2023年改正意見書）が公表されている。意見書の内容は多岐にわたっているが、その中でも特に重視している改正点は、再審請求審における証拠の全面開示規定の新設、そして再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止の2点である。

再審を開始するためには、無罪を言い渡すべき新規明白な証拠、いわゆる新証拠が必要とされているが（法435条6号）、これまで多くの再審事件において、確定審までは捜査機関が開示せず、再審段階になってようやく開示した証拠の中に、請求人の無罪を示す新証拠が隠されていた。袴田事件でも、捜査機関のねつ造を裏付けることになった味噌漬け衣類の血痕を映した写真のネガや取調べの録音テープは、再審段階（第二次再審即時抗告審）で初めて開示されたものであった。ところが、再審では証拠開示に関する規定が存在しないため、これまで積極的に証拠開示を検察官に求めるか否かは、担当する裁判体

によって別れ、事件ごとの不公平な格差が生じていた。そのような事態をなくすためには、再審請求段階において、証拠の全面開示を検察官に義務づける規定を置くことは不可欠である。

また、再審開始決定に対しては、検察官に不服を申し立てることが現行法では認められていることから、再審開始が出てもすぐに再審公判に移行せず、再審公判までさらに時間がかかって長期化する。名張事件のように、その間請求人が死亡してしまう例も生じている。袴田事件では、2014年の村山決定に対して検察官が不服を申立てた（即時抗告）ことから、東京高裁で更に審理されることになった。そして開始決定が一度取消された後、最高裁で差戻しとなり、再度東京高裁で審理された結果、やっと再審開始が決定したという経緯を辿った。この間、袴田さんにとって貴重な人生の8年が無駄に費され、さらに袴田さんと長年共に裁判を闘ってきた袴田事件弁護団長の西嶋勝彦弁護士（元東弁副会長・期成会会員）は、無罪判決を見ることなく2024年1月に亡くなった。

再審開始決定は再審公判を開始するか否かの前裁きであり、検察官は再審公判で争うことも、その判決に上訴すること認められている。それなのに、再審開始決定に対する不服申立てまで検察官に認めることは、えん罪被害者の救済を徒に遅らせるだけの方便を認めることに等しい。再審開始決定に対する検察官の異議申立ては、即刻禁止されるべきである。

これら2点の改正は特に重要であるが、これら以外にも、再審の手続を明確に定めることが必要である。再審は通常審と違って細かな手続規定が設けられていない。そのため、通常審では当然となっている期日の指定や証拠調べ請求、証拠調べの公開、請求人の意見陳述など、証拠開示と同様、ここでも裁判体によって対応に大きな格差が生じている。再審においても通常審と同様の手続規定を設け、裁判体による対応の違いによる格差を早急に解消しなければならない。

(4) 再審法改正を取り巻く状況

再審法改正へ向けた取り組みは、弁護士会だけに止まらず、再審法改正を求める市民の会や日本国民救援会など様々な市民団体とも協同・共闘しながら進められている。2024年9月19日には日弁連と市民団体が共同して、日比谷野音において袴田判決支援と再審法改正を主題とした大規模な集会が行われ、2500

名を超える参加者を集めた。さらに袴田判決直後の同年9月27日には、日弁連主催、東京三会、静岡県弁護士会、関弁連共催で、全国の弁護士会とも中継して、袴田事件の無罪判決報告とともに、各地でたたかわれている再審事件の当事者・弁護人の声を聞くという集会が催された。今後もこのように多彩な市民集会を催し、再審法改正の必要性を国民世論に訴えかけてゆくべきである。

また、現在、弁護士と市民団体が共同して、地方によってはそれぞれ独自に、全国の自治体に再審法改正の意見書採択を求める運動が展開されている。2024年10月末日現在、全国で400を超える自治体において、再審法改正の意見書が採択されている。さらに、まだ数は多くないものの、知事や市長など自治体の首長からも賛同が寄せられている。全国で過半数を超える自治体において意見書が採択され、さらに多くの首長からも賛同を寄せてもらうよう、今後とも市民団体と協同・共闘しながら運動を進めてゆくべきである。

再審法改正を実現するためには、当然ながら国会で多数の賛成が得られなければならない。この点で注目すべきは、2024年6月、国会内に「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（再審法改正議連）が立ち上げられたことである。議連には、与党自民党・公明党所属議員とともに、野党の立憲民主党、維新の会、国民民主党、日本共産党、社会民主党、れいわ新選組の各党からも議員が参加し、2024年10月末現在、約350名の国会議員が議連のメンバーとなっている。今後は全議員の過半数以上の賛同と議連への結集を求め、弁護士会として要請行動をさらに強めてゆくべきである。

(5) 再審法改正は弁護士・弁護士会の使命

袴田事件の再審無罪判決確定に続き、2024年10月23日には、福井女子中学生殺人事件の第二次再審請求審において、名古屋地方裁判所金沢支部は再審開始を決定し、検察官の異議申立て断念によって、再審開始が確定した。再審は今、追い風が吹いており、再審法改正運動もあらたな局面を迎えている。

えん罪は、国家による最大の人権侵害である。そして、基本的人権を擁護し社会正義の実現を使命とする私たち弁護士・弁護士会にとって、袴田さんのようなえん罪被害者を二度と生まず、すべてのえん罪被害者を早期に救済するため、再審法の改正は果たすべき最大の使命であることを自覚し、これからも活動をねばり強く押し進めてゆくべきである。

第3章 | 弁護士自治

1. 基本的人権を擁護するため、国家権力の監督下に置かれず、弁護士会のみならず指導監督権限を認める弁護士自治は必要不可欠であることを改めて会員に周知すべきである。
2. 弁護士自治を内部から支える多様な担い手を養成し、東弁への帰属意識を高めるためにも、第三次男女共同参画計画を積極的に推進すべきである。
3. 若手会員に対し、弁護士自治に関する研修等を積極的に提案するとともに、若手会員への支援を強化し、頼れる弁護士会となるよう、ハラスメント対策、就業情報の適正化・適合化、OJT相談の拡充等に尽力すべきである。
4. 弁護士自治に対する国民からの信頼を守るため、弁護士不祥事に対する迅速な対応や広告規制の整備などを早期に進めていくべきである。

1 総論

戦前、わが国の弁護士・弁護士会に自治は認められず、国家権力の監督下に置かれていた。そのため、司法が国家権力の暴走に対する歯止めになり得ず、人権も顧みられず、ついには多くの人命が失われた悲惨な戦争に至った。そのような歴史に対する反省と悔恨から、戦後、弁護士自治が導入されたのであって、弁護士自治は人権蹂躪と戦争の歴史を繰り返さないという確固たる決意の上に成り立っている。

弁護士自治は、全て弁護士は日弁連の名簿に登録され、かつ、いずれかの弁護士会の会員にならなければならない強制加入制度の下、弁護士に対する指導・監督は弁護士会が担い、弁護士会は弁護士を懲戒する権限を専有し、弁護士・弁護士会はどの行政官庁からも監督されないことをその内容とする。弁護士は基本的人権を擁護するため、時に国家権力と対峙しなければならないが、弁護士に対する監督権限や懲戒権限を国家権力が保持していると、弁護士活動が抑圧され、ひいては国家権力による人権侵害を糾すことが困難となる。私人間紛争においても、弁護士が国家権力におもねらざるを得ないとすれば、自由で十分な代理人活動が妨げられ、結局社会正義の実現も覚束なくなる。

このように、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士法1条の掲げる使命を全うするために、弁護士自治は不可欠と言わなければならない。現在も、弁護士自治の認められない国々においては、人権擁護を掲げる弁護士への抑圧事例が後を絶たないことは、それを雄弁に物語っている。

東弁は2024年度からクラス別研修において弁護士自治の講座を新設したところであるが、弁護士自治の重要性を東弁は繰り返し会員に研修等で周知すべきである。

他方、弁護士自治は、戦後においても、たびたび攻撃されてきた。1970年代の「弁護士抜き裁判」特例法案や、平成に入ってからゲートキーパー制度導入の件も、その例であった。

また、弁護士会による懲戒については、身内に甘いといった批判は断続的に見られている。もっとも、その背景には市民を喰い物にする一部の弁護士の存在も指摘せざるを得ない。弁護士内部においても、東弁では1万人に近づこうとする会員数の増加や、インハウス・ロイヤーの増加などもあり、弁護士会への帰属意識が希薄化している点は否めない。また、経済活動を優先する弁護士にとって、弁護士会による指導は時に煩わしくもあるだろう。

このように、弁護士自治は戦後の弁護士のあり方を支えるきわめて重要な仕組みであるが、常に内外から揺さぶられ続けている状況にある。

本年度は、弁護士自治の内部的課題への対処として、会員の弁護士会への関心や結集を高める必要性を、男女共同参画の視点と若手支援という視点から再度取り上げて検討する。

そのうえで、弁護士自治への外部からの信頼を確保すべく、国民の信頼を維持する不祥事対策にも改めて触れる。

2 男女共同参画の推進

2022年4月、東弁は、第三次男女共同参画基本計画を策定した（以下「第三次計画」という）。東弁は、この第三次計画が掲げるいずれの目標についてもその達成を目指し、男女・性別を問わず、多様な価値観を尊重する持続可能性のある弁護士会を実現することにより、弁護士・弁護士会及び司法への市民の信頼を高めるべきである。

昨今、会務に参加する余裕のない会員が増え、また、弁護士会への帰属意識も希薄化しているが、東弁がこの第三次計画が掲げる目標達成を目指し、実現させることにより、男女を問わず多くの会員が会務に参加しやすくなり、また、弁護士会に関心を持ち、より多くの意見を反映することも期待できる。そして、結果的に、より多くの会員が弁護士自治の大切さを実感し、弁護士自治を内部から支えることも期待できる。

東弁は、市民の信頼を高めるとともに弁護士自治を支える観点で、この第三次計画の掲げる各目標に関して、特に次の点を重視すべきである。

「意思決定過程への女性会員参画の推進」に関し、東弁女性理事者・東弁輩出の女性日弁連理事が毎年2名以上含まれることを最大限目指し、そのための環境整備、負担軽減をさらに進めるべきである。「ワーク・ライフ・バランス実現の推進」にも関係するが、通常業務のみならず、育児・介護のケア等との両立を図りながら各種会務活動に参加できるよう会務活動のスマート化を推進すべきである。

「業務における性別及び性差による障害解消と職域拡大」及び「女性会員の業務・キャリア形成のサポート」に関し、引き続きロールモデル活躍事例の紹介セミナー、女性社外役員就任推進セミナーの開催等を行う他、女性会員のネットワーク作りもさらに進めるべきである。

「性別を理由とする差別的取扱い及びセクシャルハラスメントなどの防止」に関し、男女を問わず、質量ともに実効的なハラスメント対策を徹底すべきである。

3 若手会員の支援

(1) 現状における若手会員支援

就職状況は好転したものの、就業条件・就業環境にばらつきがあり、早期に事務所を辞める若手会員、メンタルヘルス・カウンセリングを受ける若手会員も少なくない。その実情に合わせた若手会員の支援が必要となっている。この支援を充実させることで、若手会員が弁護士会へ関心を向けることが期待できる。

詳細な施策については期成会の2024年度基本政策に記載したが、本稿では東弁が現在行っている施策に加えて新たに検討すべき施策について述べる。

(2) ハラスメント対策の強化

2023年度に期成会が早期離職者に行ったヒアリングでは、離職の原因として、事務所内のパワーハラスメントを挙げる若手会員が多数見受けられた。これに対して、ハラスメント防止研修は、倫理研修と同等程度の重要性をもつものとして受講を会員に義務付けるべきである。

具体的な義務研修化への道筋は、様々なものがありうるが、①東京弁護士会倫理研修規則のような形でハラスメント防止研修規則を制定し少なくとも2～3年に一度の会員の参加義務を定めること、②新規登録弁護士が就職する場合の就職先事務所に所属する会員に受講義務を課すこと、③司法修習生等に対する就職説明会に参加を希望する事務所に所属する会員に受講義務を課すこと、などを含め有効と考えられる方策が検討されるべきである。

(3) 就職情報の適正化、適合性の確保

若手会員が離職率の高い事務所に入ってしまう要因の一つとして、日弁連のひまわり求人ナビにおいて離職率の高い事務所が過去の採用数、在籍数を少なく掲載して離職率を偽るなどの問題がある旨が指摘されていた（期成会2024年度基本政策）。この点については、その問題提起を踏まえて、2024年度の日弁連の求人求職情報ページ掲載基準等の改正につながっている。

今後、就職時・転職時のミスマッチを減らすためのさらなる施策として、いわゆるブラック事務所の情報の共有化や、OJT相談や個別案件の共同受任から関係を構築するマッチング制度について検討をすることが考えられる。

(4) OJT相談の拡充

早期独立者や事務所内で十分な指導を受けられない若手会員にスキルアップの機会を与えるためにも、東弁の豊富な人材を活かした手厚いOJT相談はさらなる拡充を図るべきである。具体的にはオンライン法律相談の新設などによる相談枠の拡充が考えられる。

(5) 若手会員と弁護士自治

2024年度から、新人弁護士のクラス別研修の中に弁護士自治をテーマにした講義を1コマ入れることとなった。弁護士会の委員会や会派に参加しない若手会員も増えてきている中で、若手会員の弁護士自治に対する意識を高めていくことは、将来に向けて弁護士業界を弱体化させないために重要であるとともに、弁護士会の諸活動への参加を通じて若手会員の孤立を防ぐことにもつながる。今後とも、若手会員に向けて弁護士自治の大切を伝える工夫をするべきである。

4 弁護士不祥事への対策の在り方

冒頭で述べた通り、弁護士自治は国民の信頼の上に成り立っているものであり、その信頼を失うと弁護士自治を外部から崩壊させる危険がある。近時報道される弁護士の不祥事は、事件を放置し依頼者との連絡を取らないまま会立件を受けた事例、依頼者から預り金や示談の回収金・解決金などを返還しないで使い込んだ結果業務上横領で逮捕起訴され、有罪判決を受けた事例、非弁業者と提携して名義貸しをしていたとして弁護士法違反で逮捕起訴、有罪判決を受けた事例、そして後述するように、国際ロマンス詐欺の被害回復をうたう弁護士広告を出していた弁護士・非弁業者の詐欺での逮捕及び弁護士法違反での起訴など、枚挙にいとまがない。

これほど弁護士の信頼を傷つける不祥事はない。依頼者である国民の信頼を失うことが弁護士自治崩壊の大きな要因となりうるという事実は、すでに海外で実例がある。イギリ

スのソリスタ（事務弁護士）である。

かつては、弁護士資格の付与と登録さらには指導監督・懲戒処分をすべて英国弁護士会が担っていた。ところが、ソリスタに対する市民からの苦情（費用が高い、対応が不適切など）が多発したにもかかわらず、弁護士会はその苦情に適切に対応することができず、国民からの不信が増大した結果、法律が改正された。その内容は、弁護士資格の付与と登録はSRAという独立機関が担い、弁護士の指導監督及び懲戒をSRAやSDTという弁護士会とは異なる機関が担当するというものであった。弁護士自治の根幹が弁護士会からは奪されたのである。

このイギリスの実例から、我々は何を学ぶ必要があるのか。弁護士自治が法律事項であり、国民の信頼がなくなればあつという間に法改正がなされる可能性を忘れてはいけないということである。とすれば、やはり国民からの弁護士への信頼を守り抜かねばならない。

ロマンス詐欺被害回復をうたう弁護士が弁護士法違反で起訴された。この問題点は多数あるが、まずは弁護士の業務広告のあり方であろう。あたかも被害回復が容易くできるかのような表現や実例なるものを掲載し、24時間365日対応すると広告する。また、多重債務事案については、「借金減額シミュレーター」なるものを掲載し、打ち込むとどのような事案でも「減額の可能性があります」と表示させて事実上の勧誘を行うような広告もある。いずれも、広告のあり方で国民に誤解を与え、さらには不利益を発生させている可能性がある。まさに、弁護士による二次被害が発生している現実がある。

日弁連には、「弁護士等の業務広告に関する規程」があり、「業務広告に関する指針」も存在している。これら弁護士会のルールをきちんと守っていれば、前記のような広告を出すことはあり得ないと思われるが、そもそもそのルールの存在自体を知らない弁護士が

多いと思われる。ルールの周知を徹底するためにも、研修を強化する必要がある。

また、苦情が弁護士会の市民窓口や非弁提携対策本部に寄せられた際には、弁護士会として迅速に対応する必要がある。対象弁護士に対する指導監督を適正に行い、それでも改められないようであれば、会立件を視野に調査をする必要がある。冒頭で述べたような事例が後を絶たない現実を顧みると、迅速かつ適正な対応の重要性はますます増している。

なお、現在、日弁連には弁護士の業務広告のあり方に関するワーキングが設置されており、業務広告の指針の改定や規程の改正まで視野に入れて検討しているところであり、東弁もこうした動きに足並みをそろえて対応していく必要がある。

弁護士会館災害対策本部は定期的に事務局会議を開催し、災害時の対応を協議し、避難訓練を行っている。しかしながら、相当数の在館者が帰宅困難となり会館内に残留する場合の収容計画や備品の整備が不十分であり、十分な検討が必要である。

大規模災害対応マニュアルでは、災害対策本部の設置やその業務、非常時優先業務の指定などがされている。もっとも、非常時優先業務について、当該業務を担当する職員が参集できるとは限らないことや、業務システムが稼働しないなどの困難が想定されるなかで、具体的にどのように業務継続させていくのかについて、十分な検討が必要である。

非常時優先業務の典型である刑事弁護においては、「刑事弁護センターの危機対応についての申し合わせ（2013年12月19日三会理事者会決議）」が存在し、新型コロナウイルス感染症の際も同申し合わせに従い業務が続行されたが、その他委員会においても各自のBCPを整備し、災害発生時混乱が生じないようにするべきである。その際には、委員と事務局との役割分担、多摩支部との関係なども検討し、東弁事務局のBCPとも整合性を取り、無理のない計画とすべきである。

4 災害ケースマネジメントにおける弁護士の活動の支援

災害ケースマネジメントとは「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」のことである。

近時、被災者支援の現場では、災害ケースマネジメントの促進が急ピッチで行われている。内閣府作成の「災害ケースマネジメント実施の手引き」においてその担い手として、弁護士及び弁護士会が明記されている。一律に弁護士の役割を定めることはできないが、法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じ、契約関係、債務整理、登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言（被災者、行政の両方が想定される。）の場面での連携先として想定

第4章 災害対応

1. 自治体と弁護士会等との災害協定の充実化を図るべきである。
2. 災害時要配慮者の人権を擁護するため、各種委員会の活動を含めたBCP、会館の防災計画を整備するべきである。
3. 災害ケースマネジメントにおける弁護士の活動を支援するべきである。
4. 自然災害債務整理ガイドラインの利用促進のため信用保証協会が柔軟に債権放棄をできるようにすることや災害弔慰金等支給審査委員会の設置など災害対応のための制度整備を働きかけるべきである。

1 災害対応に果たしてきた弁護士会の役割

東弁では、各種災害発生時において、アウトリーチを意識しつつ被災者に対する法律相談支援を行い、法律問題の解決のための助言のみならず、被災者一人一人の被災状況や生活再建の希望内容に応じた制度利用の助言に関わってきた。

最近では、能登半島沖地震に際し、新潟県弁護士会から関弁連への支援要請に基づき、関弁連でコールバック方式による電話相談を実施した。また、被災地弁護士会から日弁連への要請に基づき日弁連からの委託事業として東京三会が電話相談を行い、10月には東弁会員2名が現地相談を行った（なお、現地相談の際に東弁はさらに2名の新人弁護士を相談補助として派遣している）。

そのほか、災害相談のための会員向けの研修、災害ケースマネジメント普及のためのシンポジウムが実施された。被災地弁護士会向けの義援金の取りまとめも行っている。本年度は、災害関連死についてシンポジウムが実施される予定である。

また、2024年度は、東京三弁護士会災害対策委員会及び災害復旧・復興本部の設定に関する協定書が改正された。これにより多摩支部長が本部の設置を要請できることとなり、多摩支部での局所的な災害についても現場に近い場所での判断を生かして対応することが

可能になった。

2 自治体と弁護士会等との災害協定の充実

迅速に被災者の法的ニーズに応えるため、弁護士会と自治体との災害協定の存在は不可欠である。

現在、東京23区では17の自治体が弁護士会または地区法曹会等と災害協定を締結している。多摩地区では稲城市と東京三会とが協定を締結している。すべての都民が等しく法的サービスを受けられるよう、未だ弁護士会等と災害協定が締結されていない自治体については積極的に災害協定を締結するよう働きかけるべきである。また、既に災害協定が締結されている自治体についても、要請に応じて講師を派遣し、他の自治体と弁護士会等との取り組みを紹介するなど、災害協定の実効化のための方策を尽くすべきである。

3 各種委員会の活動を含めたBCP、会館の防災計画の整備

東京三会及び日弁連は、弁護士会館災害対策本部設置に関する協定を締結しており、東京三会では、災害対策委員会及び災害復旧・復興本部の設置に関する協定書を締結している。また、東弁では、大規模災害対応マニュアルを定めている。

されている。単なる災害時法律相談のみならず、被災者のその後の自立・生活再建に至るまで長期的に取り組む必要がある。

災害ケースマネジメントは、比較的新しい概念であるため、東弁内でその担い手となり得る者は未だ多くないと思われる。大規模震災の場合の想定被災者数から考えるとマンパワーが圧倒的に不足することが予想される。そのため、東弁は今から災害ケースマネジメントの担い手たる弁護士を育成し、かつ、その活動のための財政基盤を確立する必要がある。

具体的には、会内での各種研修のみならず、自治体に災害ケースマネジメント訓練のための予算措置を要望するなど、積極的に災害ケースマネジメントの普及のための方策をとるべきである。

5 災害対応のための制度整備の働きかけ

災害時の債務整理の方法として、自然災害債務整理ガイドラインによる債務整理がある。債務者の費用負担がなく専門家の支援が受けられ、信用情報機関への登録を避けられる等の利点がある。もっとも、全債権者の同意を受けて特定調停を成立させる必要がある。東京都の事業者の場合、東京信用保証協会の制度融資を利用した借入れが存在していることがある。東京信用保証協会は基本的に債務免除に同意することがないので、債権者に東京信用保証協会がある場合、自然災害債務整理ガイドラインによる整理を断念せざるを得ない事態が生じている。東京信用保証協会が債務免除に同意しないのは、東京信用保証協会が債務免除放棄をする場合には、「東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」に基づき東京都が権利放棄を必要があるところ、同条例は事業再生の場合のみを想定しており、自然災害債務整理ガイドラインのような清算型債務整理には

同条例に基づき権利放棄をすることができないということにある。

金融庁はこうした問題に対し、自然災害債務整理ガイドラインに対応するよう条例改正されたいとの通達を各自治体に出しており、これを受けて条例を改正した自治体も存在する。弁護士会から東京都に対し、条例改正をするように強く働きかけていくべきである。

また、災害による死亡の場合に災害弔慰金が支給されること、災害後のいわゆる災害関連死であっても災害弔慰金が支給される。ところが、災害関連死を認定するための体制整備が進んでいない状況にある。未整備の自治体には災害弔慰金等支給審査委員会を設置し、体制を整備するよう働きかけるべきである。また、委員には弁護士が選任されることもあるので、専門的知見のある者を委員として推薦できるように弁護士会においても体制を整えるべきである。

せており、人権保障の観点からも問題である。

3 日本の安保法制における憲法上の問題

政府の安保政策及び自衛隊基地の建設には、次のような憲法上の問題がある。

- ① 敵基地攻撃能力の保有は、憲法9条の枠内として認められてきた「専守防衛」の範囲を超えており、憲法9条に反する。
- ② 憲法の平和主義に抵触する恐れの高い安保政策を、国会での議論のないまま閣議決定だけで進めていく政府の態度は、国民主権との関係で問題がある。
- ③ 離島における自衛隊基地の建設は、住民の平和的生存権を脅かすだけでなく、生存の基盤を根こそぎ奪うことにもつながるものである。政府の国家安全保障戦略では、国民保護の問題として、台湾有事の際には先島諸島の住民11万人・観光客1万人を九州に全島避難させるとの構想が発表されている。全島避難となれば、住民の生活の基盤は根こそぎ失われる。地域の歴史・伝統・文化を失うことでもある。これは国の防衛という名の下で、一部の地域の住民が犠牲になるということであり、人権保障の観点からも住民自治の観点からも問題がある。

政府の安保政策による、軍事的な抑止力によって平和を維持しようとする考え方の持つ危険性、人権侵害性を冷静に見極めていくことが重要である。安保三文書の改定による防衛政策の転換、日米の同盟関係の強化は、2015年に成立した安保法制に端を発するものであり、集団的自衛権の行使を容認した安保法制が、憲法違反の安保法制を進める法的根拠となっていることができる。

東京弁護士会は、この安保法制が憲法違反であることを、日弁連と共に引き続き訴え続けていくべきである。

本政策は期成会のホームページにも掲載されており、右記二次元コードからアクセスしてください。



第5章 | 憲法と平和主義

- 1. 2015年に成立した、いわゆる安保法制が憲法違反であることを、日弁連と共に、引き続き訴え続けていくべきである。
- 2. 南西諸島における自衛隊基地の建設は、住民の人権保障の観点からも問題であることを訴えていくべきである。

1 平和を巡る世界情勢

ウクライナ・ロシア間の戦争は停戦の見通しがなく、NATO諸国のウクライナへの武力援助は続けられ、最近では北朝鮮の兵士がロシアに参戦しているという。中東では、ガザ地区におけるイスラエルの戦闘行為が激化しており、2023年10月の戦闘開始以来、ガザ側の死者は、4万人を超えているという。そして、さらに戦火はレバノンや中東各地にも広がろうとしている。

一方、アジアでは中国と北朝鮮が軍事力を強化し、中国は南シナ海でのフィリピン船への衝突、ICBMの太平洋への発射などを行い、アジアの緊張を高めている。中国、北朝鮮の脅威に対抗して、インド太平洋地域では、日米韓、日米フィリピン、日米豪印による多国間安全保障協力が進められている。

2 南西諸島への自衛隊基地の建設

2022年12月、岸田政権(当時)はいわゆる安保三文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)の改定を閣議決定で行い、相手国の領域において有効な反撃を加える能力(敵基地攻撃能力)の保有を明文で認め、防衛費の大幅な増額を決定した。日米両政府は、同盟関係をさらに強化すべく、自衛隊は来春までに「統合作戦司令部」を組織し、アメリカは在日米軍を再編して「統合軍司令部」をつくるなど、指揮統制の連携強化を図

ろうとしている。自衛隊と米軍との共同訓練も頻繁に行われるようになってきている。

日米の同盟関係強化の動きの一方で、政府は、2016年以降、鹿児島県や沖縄県の島嶼部(南西諸島)に相次いで陸上自衛隊の基地を建設している。沖縄県の離島である宮古、石垣、与那国の3島(先島諸島)にはこれまで自衛隊基地が置かれていなかったが、防衛省はここを国土防衛の空白地域と呼んで、警備部隊や地対空あるいは地対艦ミサイル部隊の設置を決定した。

台湾から110kmという位置にあり、人口が1500人程度の小さな島であった与那国島では、自衛隊員が地元の祭りに参加することで住民に活気が生まれているという実情があるものの、環境省の「重要湿地500」に選ばれた湿原を掘削して港湾を造るとの計画が持ち上がり、将来軍港になるのではと新たな不安を住民に与えている。

石垣島では、基地受け入れについての住民投票を求めて多数の署名が集まったにもかかわらず、市長と市議会は住民投票を実施しないまま受け入れを決定してしまった。市議会は産業振興のために自衛隊を受け入れたが、その後、敵基地攻撃能力の保有によるスタンダードオフ(長射程)ミサイルの配備計画を聞くに及んで、これに反対する意見書を総理大臣宛に提出している。

宮古島では、集落から二百数十mの距離にミサイル弾薬庫が建設され、住民に不安を与えており、地元では反対運動が続いている。

自衛隊基地を受け入れた離島の島々では、住民生活、住民の心情に様々な問題を生じさ